

～軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付一連の流れ～

・ 認定調査票等で貸与基準を満たしている場合

(貸与基準に関しては資料1、2で詳細を載せていますのでご確認ください。)

次の3点を高齢者福祉課まで提出して下さい。

- ① 確認依頼書
- ② サービス担当者会議等の記録
- ③ 認定調査票

・ 認定調査票等で貸与基準を満たしていない場合

(1) 被保険者の状態確認

ケアマネージャー等は、認定調査票等を参考とし、被保険者が例外給付に該当する可能性があるかどうか確認をする。

(2) 医師への照会

ケアマネージャー等は、被保険者の状態が医師の医学的な所見により、例外給付の対象とすべき状態像に該当するかどうか医師に照会する。この場合、所見を聴取してもよい。

(3) サービス担当者会議の開催

サービス担当者会議を開催し、適切なケアマネジメントにより福祉用具を貸与することが、被保険者に対して特に必要かどうか判断する。

(4) 高齢者福祉課に書類を提出

- ① 確認依頼書
- ② サービス担当者会議等の記録
- ③ 主治医意見書又は診断書等を添付
- ④ 認定調査票

※②の記録において、医師の医学的所見における判断が明記されている場合は、③、④は添付する必要はありません。

・ 書類提出後の共通事項

高齢者福祉課での確認

貸与が認められた場合、確認通知書を担当ケアマネージャーに送付します。

必要に応じて、事業所に提示して下さい。

※基本的に貸与前に書類提出をお願いしております。

I 次の表のとおり認定調査結果等から判断して、一定の条件に該当する方については、
例外的に保険給付の対象としています。

例外給付対象種目	要 件 (厚生労働大臣が定める者のイ)		貸 与 基 準 (厚生労働大臣が定める者のイに 該当する基本調査の結果)
車いす及び 車いす付属品	次のいずれ かに該当す る者	1. 日常的に歩行が困難な者	基本調査 1－7（歩行） 「3. できない」
		2. 日常生活範囲における移動の支援 が必要と認められる者	主治医の意見を踏まえつつ、サービス担当学会議等を 開催するなどの適切なケアマネジメントを通じて、支 援事業者が判断
特殊寝台及び 特殊寝台付属品	次のいずれ かに該当す る者	1. 日常的に起きあがりが困難な者	基本調査 1－4（起き上がり） 「3. できない」
		2. 日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1－3（寝返り） 「3. できない」
移動用リフト (つり具の部分を除 く)	次のいずれ かに該当す る者	1. 日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査 1－8（立ち上がり） 「3. できない」
		2. 移動が一部介助又は全介助を必要 とする者	基本調査 2－1（移乗） 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」
		3. 生活環境において段差の解消が必要 と認められる者	主治医の意見を踏まえつつ、サービス担当学会議等を 開催するなどの適切なケアマネジメントを通じて、支 援事業者が判断
認知症老人徘徊 感知機器	次の <u>両方</u> に 該当する者	1. 意思の伝達、介護者への反応、記 憶・理解のいずれかに支障がある者	基本調査 3－1（意思の伝達） 「1. 対象者が意思を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査 3－2～3－7 のいずれか 「2. できない」 又は、 基本調査 3－8～4－15 のいずれか「1. な い」以外 そのほか、主治医意見書において、認知症の症 状がある旨が記載されている場合も含む
		2. 移動において全介助を必要としな い者	基本調査 2－2（移動） 「4. 全介助」以外
※自動排泄処理装置 (尿と便が自動的に吸 引でき、洗浄機能を有 するもの)	次の <u>両方</u> に 該当する者	1. 移乗が全介助を必要とする者	基本調査 2－1（移乗） 「4. 全介助」
		2. 排便が全介助を必要とする者	基本調査 2－6（排便） 「4. 全介助」
床ずれ防止用具及び 体位変換器	日常的に寝返りが困難な者		基本調査 1－3（寝返り） 「3. できない」

※自動排泄処理装置については、要介護 2、3 の方であっても申請が必要です。

II 基本調査の結果では例外給付の対象とならない場合でも、次の要件を満たしている場合は、例外給付の対象としています。

次の i) ～ iii) のいずれかに該当する旨が、医師の医学的な所見に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより貸与が特に必要である旨が判断されている場合において、市が書面等で確実な方法により確認した場合に対象としています。

医師の医学的な所見による判断

- i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に告示の規定に該当する者
(例) パーキンソン病の治療薬による ON・OFF 現象、重度の関節リウマチ
- ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに告示で定める例外給付に該当する者に至ることが確実に見込まれる者。
(例) がん末期の急速な状態悪化
- iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から、告示で定める例外給付に該当する者と判断できる者。
(例) ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避

軽度者に対する福祉用具貸与 Q & A

Q 1 認定調査票で例外給付の対象となるのに、なぜ確認依頼書の提出が必要なのか。

A 1 事業所から市に、軽度者に貸与してよいか確認できる書面を作成して欲しいという意見があったため、確認通知書をお渡しすることにしました。そのため、認定調査票において貸与対象の方においても確認依頼書の提出の必要があり、事業所から提示を求められた場合は、確認通知書を提示して下さい。

Q 2 確認依頼書等は、年度ごとに再度提出する必要はあるか。

A 2 いいえ。再提出する必要はありません。

ただし、提出当時の要介護度（要支援度）が変わった場合及び、貸与品目の変更・追加があった場合は改めて書類一式を市へ提出する必要があります。

Q 3 もともと被保険者は要介護 2 以上で貸与を行っていたが、今回要介護 1 以下になったが貸与を継続したい。この場合も、提出する必要があるか。

A 3 はい。この場合、確認依頼書など書類一式を提出する必要があります。

Q 4 自動排泄処理装置について、尿のみを自動で吸引できるタイプのものを貸与したいが、この場合も申請は必要か。

A 4 いいえ。この場合は、提出する必要はありません。

Q 5 被保険者が例外給付の基準に相当する場合、福祉用具貸与を保険給付とすることができるのはいつからか。

A 5 原則として、保険者が確認を行った日以降に、保険給付による貸与が可能となります。

年 月 日

軽度者に対する福祉用具貸与に係る確認依頼書

軽度者に対する福祉用具貸与について、次のとおり医師の医学的な所見に基づいた、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、（介護予防）福祉用具貸与が特に必要であると判断しましたので、確認を依頼します。

1 対象者

- (1) 被保険者氏名 _____
- (2) 被保険者番号 _____
- (3) 要介護度 ☐要支援1 ☐要支援2 ☐要介護1

2 貸与品目等

- (1) 貸与品目種別 _____
- (2) 貸与開始年月日 年 月 日
- (3) 福祉用具貸与事業者 _____
(事業者番号) _____

3 医師の医学的所見による判断

該当する状態

- ☐ i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に第23号告示第21号のイに該当する者
- ☐ ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに第23号告示第21号のイに該当するに至ることが確実に見込まれる者
- ☐ iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から第23号告示第21号のイに該当すると判断できる者

4 添付書類

- ☐ 1 サービス担当者会議等の記録（居宅サービス計画標準様式第4表、介護予防支援経過記録等）
- ☐ 2 主治医の意見書又は診断書若しくは医師の医学的所見を記載した書類

※ 原則として1と2の両方の添付が必要です。ただし、1の記録において医師の医学的所見による判断が明記されている場合は2の添付を省略することができます。

事業所名			
事業所番号		担当者	
連絡先	住所： TEL：		